平成２３年（フ）第１８５号
茨城県龍ケ崎市愛戸町21番地の３
債務者　角田　彩香
１　決定年月日時　平成23年12月２日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
茨城県守谷市本町5301番地の７　ラフォーレ守谷201
債務者　高橋世志美
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
茨城県取手市宮和田715番地　セジュール石田Ⅱ205、前住所茨城県取手市宮和田740番地１―208
債務者　高橋ミツ子
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
茨城県取手市宮和田715番地　セジュール石田Ⅱ205、前住所茨城県取手市宮和田740番地１―208
債務者　高橋あとみ
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
茨城県取手市寺田4765番地４
債務者　岩城憲四郎こと　李　憲四郎
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
茨城県取手市寺田4765番地４
債務者　土屋　和美
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目23番地の２　102号
債務者　渡辺　紀子（旧姓田岡）
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８４号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目36番６―201号、前住所兵庫県加西市北条町古坂７丁目37番地レオパレスエルポルトカーサ211号
債務者　和氣彌三朗
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番５―104号、前住所兵庫県尼崎市富松町３丁目18番40―101号
債務者　東山　真実
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８６号
兵庫県尼崎市七松町３丁目８番30号
債務者　森中　広子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９５号
兵庫県西宮市学文殿町１丁目４番14号　アクティ東甲子園Ｂ棟207号
債務者　川本奈保子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目18番10号　ヴィラオギノ401号
債務者　西岡二三恵
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６６号
兵庫県西宮市神原１番14―311号
債務者　長谷　久雄
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８１号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目123番地　ルミエール崇徳院405
債務者　上中　慎二
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８８号
兵庫県芦屋市大桝町１番17号
債務者　島谷　恭子
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９２号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目18番１―401号
債務者　山下小百合
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係